

平成29年9月

大治町農業委員会
総会議事録

大 治 町 農 業 委 員 会

大治町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年9月27日(水)
午前10時00分～午前11時00分
- 2 開催場所 大治町役場 第2会議室
- 3 出席者 11人
- 4 欠席委員 1人 4番 山田恵子
- 5 議事日程

①	鈴木國一	②	若山善之	③	八神一郎	④	
⑤	吉田佐知枝	⑥	安井宗一	⑦	立松 稔	⑧	前田幹雄
⑨	横井久雄	⑩	吉田慎司	⑪	成田照幸	⑫	石川 隆

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請書について

報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

6 農業委員会事務局職員

事務局 鈴木昌樹

三谷修平

7 会議の概要

発言者	内容		
事務局 会長	<p>定刻となりましたので、ただいまから農業委員会を始めます。会議に先立ちまして、鈴木会長から一言あいさつをいただきます。 (あいさつ)</p>		
事務局	<p>ありがとうございました。 これより議事に入ります。進行につきましては、農業委員会会議規則第4条によりまして、会長にお願いしたいと思いますので、以後の取り回しをよろしくお願いします。</p>		
会長	<p>ただ今から平成29年第9回総会を開会します。それでは議事に入る前に大治町農業委員会会議規則第18条第2項に基づき、6番 安井宗一 委員、7番 立松 稔 委員を議事録署名者に指名いたします。 それでは、議事に入ります。次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>議案第8号、報告第23号、報告24号を一括として議題とし、事務局より議案及び報告の朗読説明を求めます。</p>		
事務局	<p>説明いたします。本日は、3条5件、報告が4条2件、5条13件です。</p> <p>まず、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請書についてご説明します。</p> <p>番号1、受付年月日平成29年9月1日、権利の別、所有権、土地の所在 花常***番、地目 田、地積198㎡、譲渡人***、譲受人***、申請の事由、経営の縮小と拡大のため。 申請書には、農作業従事日数***60日、夫***90日と記載されています。 申請地の現場確認を吉田委員と行ったところ、農地として適切に管理されておりました。</p> <table border="1" data-bbox="517 1904 1252 1982"> <tr> <td data-bbox="517 1904 898 1982">下限面積の有無</td> <td data-bbox="898 1904 1252 1982">有</td> </tr> </table>	下限面積の有無	有
下限面積の有無	有		

申請者以外の耕作従事者	夫
農機具の有無	有
事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）
許可申請地の状況	作付可能
指導事項	なし
その他特記事項	なし

番号2、受付年月日平成29年9月5日、権利の別、所有権、土地の所在 砂子***番、地目 田、地積9.63㎡、譲渡人***持分2分の1、***持分2分の1、土地の所在 砂子***番、地目 田、地積0.51㎡、譲渡人***持分3分の1、***持分3分の1、***持分3分の1、譲受人***、申請の事由、譲受人と譲渡人の農地をお互いに贈与受けることにより、合理的に農業を行えるため。

申請書には、農作業従事日数***90日、母***60日と記載されています。

申請地の現場確認を八神委員と行ったところ、農地として適切に管理されておりました。

下限面積の有無	有
申請者以外の耕作従事者	母
農機具の有無	無
事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）
許可申請地の状況	作付可能
指導事項	なし
その他特記事項	なし

番号3、受付年月日平成29年9月5日、権利の別、所有権、土地の所在 砂子***番、地目 田、地積10㎡、譲渡人***、譲受人***、申請の事由、譲受人と譲渡人の農地をお互いに贈与受けることにより、合理的に農業を行えるため。

申請書には、農作業従事日数***90日、妻***60日と記載されています。

申請地の現場確認を八神委員と行ったところ、農地として適切に管理されておりました。

下限面積の有無	有
申請者以外の耕作従事者	妻
農機具の有無	無
事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）
許可申請地の状況	作付可能
指導事項	なし
その他特記事項	なし

番号4、受付年月日平成29年9月7日、権利の別、所有権、土地の所在 堀之内***番、地目 畑、地積250㎡、譲渡人***、譲受人***、申請の事由、等価交換により譲渡人の利用面積増加、譲受人の利用価値が高くなるため。

申請書には、農作業従事日数***100日、子***120日、妻***60日、子の子***30日と記載されています。

申請地の現場確認を横井委員と行ったところ、農地として適切に管理されておりました。

下限面積の有無	有
申請者以外の耕作従事者	子、妻、子の子
農機具の有無	有

事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）
許可申請地の状況	作付有
指導事項	なし
その他特記事項	なし

番号5、受付年月日平成29年9月7日、権利の別、所有権、土地の所在 堀之内***番、地目 畑、地積360㎡、譲渡人***、譲受人***、申請の事由、便利性の向上。

申請書には、農作業従事日数***300日、子***240日、子の妻***80日、子の子***80日と記載されています。

申請地の現場確認を横井委員と行ったところ、農地として適切に管理されておりました。

下限面積の有無	有
申請者以外の耕作従事者	子、子の妻、子の子
農機具の有無	有
事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）
許可申請地の状況	作付有
指導事項	なし
その他特記事項	なし

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますが、一度ご審議いただきますようお願いいたします。

次に、報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、受付年月日 平成29年8月24日、処理年月日 平成2

9年8月31日、土地の所在 長牧***番、地目 田、地積198㎡、届出者***、倉庫1棟建築予定です。現況については、東と北は田、西は道路、南は宅地です。

番号2、受付年月日 平成29年8月31日、処理年月日 平成29年9月7日、土地の所在 砂子***番、地目 畑、地積68㎡、土地の所在 砂子***番、地目 畑、地積151㎡、土地の所在 砂子***番、地目 畑、地積17㎡、届出者***、駐車場予定です。現況については、***番と***番 東と南は道路、西は畑、北は宅地です。***番 東西南北、道路です。

次に、報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、受付年月日 平成29年8月2日、処理年月日 平成29年8月9日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀***番、地目 畑、地積252㎡、譲渡人***、譲受人***、駐車場予定です。現況については、東は田、西と南は宅畑、北は道路です。

番号2、受付年月日 平成29年8月3日、処理年月日 平成29年8月10日、権利の別 所有権、土地の所在 東條***番、地目 畑、地積247㎡、譲渡人***、譲受人***(株)、分譲住宅予定です。現況については、東と西と北は道路、南は畑です。

番号3、受付年月日 平成29年8月4日、処理年月日 平成29年8月17日、権利の別 所有権、土地の所在 馬島***番、地目 田、地積208㎡、譲渡人***持分2分の1 ***持分2分1、譲受人***、住宅建築予定です。現況については、東と南は宅地、西は田、北は水路です。

番号4、受付年月日 平成29年8月4日、処理年月日 平成29年8月17日、権利の別 所有権、土地の所在 馬島***番、地目 田、地積208㎡、譲渡人***持分2分の1 ***持分2分1、譲受人***、駐車場予定です。現況については、東は田、西は道路、南は宅地、北は水路です。

番号5、受付年月日 平成29年8月7日、処理年月日 平成29年8月17日、権利の別 所有権、土地の所在 西条***番、地目 田、地積136㎡、譲渡人***、譲受人***、住宅建築予定です。現況については、東は宅地、西は田、南は畑、北は水路です。

番号6、受付年月日 平成29年8月8日、処理年月日 平成29年8月18日、権利の別 所有権、土地の所在 長牧***番、地目 畑、地積281㎡、譲渡人***、譲受人(株)***、***、住宅建築予定です。現況については、東は宅地、西と北は畑、南は道路です。

番号7、受付年月日 平成29年8月8日、処理年月日 平成29年8月18日、権利の別 所有権、土地の所在 ハツ屋***番、地目 田、地積41㎡、譲渡人***、譲受人***(株)、住宅建築予定です。現況については、東と西は宅地、南は畑、北は道路です。

番号8、受付年月日 平成29年8月8日、処理年月日 平成29年8月18日、権利の別 所有権、土地の所在 ハツ屋***番、地目 田、地積246㎡、譲渡人***、譲受人***(株)、住宅建築予定です。現況については、東と西は宅地、南と北は畑です。

番号9、受付年月日 平成29年8月10日、処理年月日 平成29年8月18日、権利の別 所有権、土地の所在 西條***番、地目 田、地積159㎡、譲渡人***、譲受人***、住宅建築予定です。現況については、東と西と北は宅地、南は道路です。

番号10、受付年月日 平成29年8月14日、処理年月日 平成29年8月18日、権利の別 所有権、土地の所在 三本木***番、地目 田、地積781㎡、譲渡人***持分2分の1 ***持分2分の1、譲受人(株)***、住宅建築予定です。現況については、東は宅地、西は田、南と北は水路です。

番号11、受付年月日 平成29年8月14日、処理年月日 平成29年8月21日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子***番、地目 田、地積297㎡、土地の所在 砂子***番、地目 田、地積442㎡、土地の所在 砂子***番、地目 田、地積502㎡、

土地の所在 砂子***番、地目 田、地積85㎡、土地の所在 砂子***番、地目 田、地積69㎡、土地の所在 砂子***番、地目 田、地積515㎡、譲渡人***、譲受人(株)***、太陽光パネル設置予定です。現況については、***番は東と南は田、西と北は赤道、***番は東と西は田、南と北は赤道、***番は東は堤塘、西と南と北は田、***番は東西南北田、***番は東と西と北は田、南は赤道、***番は東は堤塘、西と南と北は田です。

番号12、受付年月日 平成29年8月18日、処理年月日 平成29年8月25日、権利の別 所有権、土地の所在 花常***番、地目 畑、地積496㎡、譲渡人***持分10分の6 ***持分10分の4、譲受人(株)***、駐車場予定です。現況については、東は宅地、西と南と北は道路です。

番号13、受付年月日 平成29年8月29日、処理年月日 平成29年9月7日、権利の別 所有権、土地の所在 堀之内***番、地目 畑、地積89㎡、譲渡人***持分8900分の2518 ***持分8900分の6382、譲受人***、自己住宅予定です。現況については、東と北は畑、西と南は宅地です。

説明は以上です。

会長

ただ今、事務局より議案及び報告の説明がありました。質疑及び意見のある方の発言を許可します。

会長

質疑及び意見もないようですので、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請書について採決したいと思います。原案どおり認めることに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。
よって、議案第8号については、承認するものとします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。長時間にわたりました、慎重審議を賜りありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

連絡事項の説明を事務局に求めます。

事務局	<p>その他連絡事項でございますが、次回の総会は10月24日を予定しております。その際、9月分の農業委員活動記録簿を持参いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>これを以って、大治町農業委員会第9回総会を閉会いたします。</p>

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

(議 長)

鈴木 國一

(委 員)

安井 宗一

(委 員)

立松 稔